

障がい者への対応に係る指針

本協会及び正会員は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が掲げる目的を踏まえ、次のとおり、対応の指針を定める。

- 1 障がい者の社会的障壁の除去のために、不当な差別的取扱いを行わず、障がいの状態や性別、年齢に応じた必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。
- 2 障がいの状態に応じたコミュニケーションを大切にし、障がい者との建設的な対話による相互理解に努めなければならない。
- 3 障がい者の人格と個性を尊重し、障がいによって分け隔てられることのない共生する社会の実現へ向け、研修・啓発活動の具体的取組を進めなければならない。

附 則

この指針は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から適用する。